

少子化対策事業

町では、少子化対策として以下の事業を実施しています。詳細は、各項目のQRを読み込み、町ホームページをご確認ください。

とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金

新たな出会いの機会を提供する「とちぎ結婚支援センター」の登録料の一部を補助しています。

補助対象者 (次の1～3の要件をすべて満たしている方)

- 1 町内に住所を有する未婚者で、令和7年4月1日以降にとちぎ結婚支援センターに入会登録し、申請日時点で会員である。
- 2 町税を滞納していない。
- 3 婚姻後に継続して町内に居住する意思がある。

補助金額 自己負担額の2分の1

申請期限 令和8年3月31日まで



結婚新生活支援事業補助金

町内で新婚生活を開始する39歳以下の夫婦に対して、住居の購入、リフォーム若しくは賃借又は引っ越し費用を助成しています。申請をご検討されている方は、事前に子ども家庭課までご相談ください。

補助対象者

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に入籍した新婚世帯で、次の1～6の要件をすべて満たしている夫婦

- 1 入籍した日の年齢が夫婦ともに39歳以下である。
- 2 夫婦の合計所得金額が500万円以下*である。
※貸与型奨学金の返済を行っている場合、所得算定期間中の返済額を控除した額を所得金額とします。
- 3 過去にほかの自治体で「結婚新生活支援事業補助金」の交付を受けたことがない。
- 4 町税の滞納をしていない。
- 5 暴力団員ではない又は暴力団員と関わりがない。
- 6 3年以上継続して上三川町に住む意思がある。

補助金額 最大60万円 (夫婦の双方または片方が30歳から39歳までの場合は最大30万円)

申請期限 令和8年3月31日まで (予算額の上限に達した時点で受付を終了することがあります)



不妊治療費助成事業

不妊治療を受けた夫婦に対して、その治療費の一部 (不妊治療を行う保険医療機関として国の指定を受けた国内の医療機関で行った人工授精、生殖補助医療、生殖補助医療の一環として行った男性不妊治療、国承認の医療機関で行った先進医療) を助成しています。

補助対象者

不妊治療が必要であると医師に診断された方で、次の1～4の要件をすべて満たしている夫婦

- 1 助成を申請する日の1年以上前から夫婦共に上三川町に住民登録がある。
- 2 生殖補助医療に係る助成を受ける方については、治療開始日において妻の年齢が43歳未満である。
- 3 医療保険の被保険者又は被扶養者である。
- 4 町税を滞納していない。

※所得制限、出生子の有無については問いません

助成費用

不妊治療費としてかかった費用の1/2の額 (100円未満切捨て) ただし、一連の治療が終了した日の属する年度1年度あたり上限20万円とし、通算5年度までの助成となります。

申請期限 治療が終了した日の属する年度の翌年度末まで



▶ 問い合わせ先＝子ども家庭課 母子健康係 ☎0285 (56) 9132

犯罪被害や交通事故に遭わないために

職員（警察出向者）がご希望の場所にお伺いし、最近の事件・事故の発生状況、傾向や対策などをお話する出前講座を行っています。

講座の内容は、特殊詐欺や自転車の乗り方など、お好きなテーマについてご要望をお聞きますが、参加される方の年代やご興味等に合わせて町が設定することも可能です。自治会やサークル等、参加される人数やお申込み単位に制限はありませんし、町内どこへでもお伺いします。

- ▶ 対 象 = 町内で活動する各種団体
- ▶ 問い合わせ先 = 地域生活課 生活係 ☎0285（56）9129



農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します

- ▶ 日 時 = 6月3日(火)・4日(水) 午前8時30分～午後3時
※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みはご遠慮ください。
- ▶ 内 容 = 6月3日(火)
 - ①農業用ポリエチレン(スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエース・ユーラックなど)
 - ②グリーン、黒マルチなど
 - ③灌水チューブ
 - ④ポリエチレン素材のみの肥料袋
 - ⑤農薬空きボトル・空き袋
 - ※よく洗浄・乾燥し、ラベルを極力はがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。
守られていない場合は、回収できません。
- 6月4日(水)
 - ⑥農業用ビニール(クリーンエース・クリナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど)
 - ※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑥にそれぞれ分別の上つづら折りにし、同質材のヒモではずれないように2か所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。
- ▶ 場 所 = JAうつのみや上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)
- ▶ 処 理 負 担 金 = 重量負担は検討中です。回収時に現金支払いになります。
- ▶ そ の 他 = 委任状が必要になりますので、必ずはんこをお持ちください。
廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。
- ▶ 問い合わせ先 = JAうつのみや上三川野菜集荷所 ☎0285（56）6688

不法投棄は犯罪です

農道や山林、空き地などの人目につかない場所へのごみの不法投棄が発生しています。

不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、またはその両方が科せられます。

廃棄物は、ごみステーションや清掃工場へ出すか、処理業者に委託するなどして適正に処理しましょう。

投棄者が不明の場合は土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。土地の所有者(管理者)の皆様は、地域で協力して、不法投棄をさげにいい環境を作りましょう。

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記問い合わせ先及び警察にもご連絡ください。また、通報時には、日時、場所、廃棄物の種類、投棄者の情報(性別・人数など)、車両の車種・ナンバー・色などをお伝えください。

- ▶ 問い合わせ先 = 地域生活課 環境係 ☎0285（56）9131